

無線海岸局（JSAF 海岸局）の開局・維持・廃局規程

1999年4月1日制定

2013年4月1日改正

本規程は、無線海岸局の開局・維持・廃局について定めるもので、（公財）日本セーリング連盟（以下 JSAF という）外洋安全委員会が主管する。

第1条（目的）

本規程は、JSAF が日本国からその使用を認可された国際 VHF 無線通信システムにおける 71ch および 74ch を使用する無線海岸局（以下 JSAF 海岸局という）の開局・維持・廃局に関する規程である。

第2条（開局）

1 JSAF 海岸局の開局にあたっては以下の条件を満たすこと。

- (1) JSAF または JSAF に加盟する団体（加盟団体・特別加盟団体）であること。
- (2) JSAF に加盟する団体（加盟団体・特別加盟団体）が開局する場合は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上 JSAF へ提出し、主管委員会の承認を得ること。

2 申請の内容に変更があった場合は、速やかに以下の手続きを行うこと。

- (1) 所定の用紙に変更事項を記入の上 JSAF へ提出し、主管委員会の承認を得ること。

第3条（維持）

1 JSAF 海岸局の維持運営一切は、設置する当該団体が行うこと。

2 JSAF 海岸局は、電波法および関連する諸法令に基づいた適正な運用を行うこと。

(1) 法令違反の運用を行ったと認められた場合、海岸局免許の返納を含めた措置を行う場合がある。

第4条（廃局）

1 JSAF 海岸局廃局を行う場合は、所定の用紙に必要事項を記入の上、JSAF へ提出すること。

第5条（費用と財産）

1 JSAF 海岸局の開局・維持・廃局に掛かる以下の諸費用一切は、設置する当該団体が負担するものとする。

- (1) 無線局免許申請費用、電波利用料
- (2) 無線機器の購入、設置、維持、修理費用
- (3) 局舎の賃貸料、維持費用（電気、水道、ガス費用など）、設備費用（机や椅子など）
- (4) 局舎および機器の損害保険料
- (5) その他無線海岸局の維持に必要な費用

2 JSAF 海岸局の免許状において機器等の登録は全て JSAF 名義となるが、機器等の財産権は無線海岸局を設置する当該団体に所属するものとし、JSAF はその財産権一切を行使しない。

第6条（附則）

1 本規程は1999年4月1日より施行される。

2 本規程の条項について改正することが相当と認められるに至った場合、主管委員会は当該条項の改正案を発議することができる。

3 本規程の改正

(1) JSAF 理事会の承認の後、2013年4月1日より施行する。